

財 関 第 326 号
平成16年3月26日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

關税局長 木 村 幸 俊

「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令」の施行等に伴う関係通達の一部改正について

「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成16年政令第76号)の施行に伴う規定の整備を行うとともに、航空貨物通関情報処理システムを使用して行われる輸出入申告等のうち、区分1(簡易審査扱い)となったものに係る輸出入申告控の提出を求めないこととする等のため、関係通達の一部を改正し、本年3月29日より実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 輸出通関事務処理体制について(平成12年3月31日蔵関第241号)の一部を次のように改正する。

1. 第1の の1中「課税標準の決定のための」を削り、「インボイス情報を」を「インボイス情報又は添付資料情報を」に改め、「単に」を削り、「という。」が「という。」又は「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号(以下「減免税等手続等受理番号」という。)が「に、「インボイス情報照会業務等」を「「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等」に改め、「係るインボイス情報」の次に「又は添付資料情報」を加える。
2. 第1の の1の(1)中「インボイス受理番号」を「「インボイス受理番号」又は「減免税等手続等受理番号」」に、「インボイス情報照会業務等」を「「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等」に改める。

第2 輸入通関事務処理体制について(平成12年3月31日蔵関第247号)の一部を次のように改正する。

1. 第1の の1中「インボイス情報を」を「インボイス情報又は添付資料情報

を」に改め、「単に」を削り、「という。)が」を「という。)又は「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号(以下「減免税等手続等受理番号」という。)が」に、「インボイス情報照会業務」を「「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等」に改め、「係るインボイス情報」の次に「又は添付資料情報」を加える。

2. 第1の の1中「インボイス受理番号」を「「インボイス受理番号」又は「減免税等手続等受理番号」」に、「インボイス情報照会業務等」を「「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等」に改める。
3. 第1の の2の(5)及び3の(3)中「インボイス情報」の次に「又は添付資料情報」を加える。

第3 システム導入官署における輸出通関事務処理体制について(平成12年3月31日蔵関第243号)の一部を次のように改正する。

1. 第1の 中「、海上システムを使用した輸出申告等の事後点検に際しては」を削る。
2. 第1の のAの1のイ中「提出されたインボイス情報」の次に「及び添付資料情報」を、「情報の受理番号が」の次に「表示されている場合又は「記事」欄に「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号が」を加え、「インボイス情報照会業務等」を「「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等」に改め、「係るインボイス情報」の次に「又は添付資料情報」を加える。
3. 第1の のBの1中「記載されている場合」の次に「又は「記事」欄に「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号が記載されている場合」を加え、「インボイス情報照会業務等」を「「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等」に改め、「係るインボイス情報」の次に「又は添付資料情報」を加える。
4. 第1の の1の(1)中「記載されている場合」を「表示若しくは記載されている場合又は「記事」欄に「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号が表示若しくは記載されている場合」に、「インボイス情報照会業務等」を「「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等」に改める。

第4 システム導入官署における輸入通関事務処理体制について(平成12年3月31日蔵関第249号)の一部を次のように改正する。

1. 第1の 中「、海上システムを使用した輸入申告等の事後点検に際しては」を削る。
2. 第1の のAの1のイ中「提出されたインボイス情報」の次に「及び添付資料情報」を、「情報の受理番号が」の次に「表示されている場合又は「記事」

欄に「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号が」を加え、「インボイス情報照会業務等」を「「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等」に改め、「係るインボイス情報」の次に「又は添付資料情報」を加える。

- 3 . 第1の のBの1中「記載されている場合」の次に「又は「記事」欄に「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号が記載されている場合」を加え、「インボイス情報照会業務等」を「「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等」に改め、「係るインボイス情報」の次に「又は添付資料情報」を加える。
- 4 . 第1の の1中「記載されている場合」を「表示若しくは記載されている場合又は「記事」欄に「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号が表示若しくは記載されている場合」に、「インボイス情報照会業務等」を「「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等」に改める。
- 5 . 第4中「海上システムを使用して行われた輸入申告」を「航空システム又は海上システムを使用して行われた輸入申告（航空システムによる申告にあっては、区分1として選定されたものに限る。）」に改める。

第5 海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて(平成11年10月7日蔵関第801号)の一部を次のように改正する。

- 1 . 第2章第1節を次のように改める。

第1節 他所蔵置許可申請等

(他所蔵置の許可の申請)

- 1 - 1 他所蔵置の許可を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）が、前章第3節3 - 1（積荷目録の提出）又はこの章第4節4 - 1(1)（輸入貨物の搬入確認）等の規定により貨物の品名、個数、記号等の必要事項が海上システムに登録されている貨物（以下「貨物情報を有する貨物」という。）について、海上システムを使用して他所蔵置の許可の申請（以下この節において「他所蔵置許可申請」という。）をしようとする場合は、その許可を受けようとする貨物に係る貨物管理番号及びその貨物を置こうとする場所（以下「他所蔵置場所」という。）等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

なお、当該貨物について、法第24条第1項（指定地外における貨物の積卸し）の規定により指定地外において積卸しをすることの許可を要するものであるときは、当該申請者に指定地外における貨物の積卸しの許可の申請と一括して行わせることができる。

(審査区分選定及び関係書類の提出等)

- 1 - 2 海上システムにおいては、前項の規定により他所蔵置許可申請が行わ

れた場合において、当該申請について審査区分の選定等の処理が行われ、当該処理の結果が申請者に配信されることとなるが、この場合の取扱いについては、次によるものとする。

(1) 簡易審査扱い(区分1)となった場合

当該申請が簡易審査扱いに選定されたときは、直ちに許可となり、申請者に「他所蔵置許可通知情報」が配信されるので、当該申請者は、「他所蔵置許可通知書」(別紙様式M-245号)を出力することができる。

(2) 書類審査扱い(区分2)となった場合

当該申請が書類審査扱いに選定されたときは、税関官署の保税担当部門及び申請者に「他所蔵置許可申請控情報」が配信されるので、当該申請に係る審査においては、当該申請控情報を紙面に出力するとともに他所蔵置場所等の確認のため関係書類を提出させることにより審査するものとする。ただし、当該審査に当たって他所蔵置場所が明らかであることその他の事情により関係書類の提出の必要がないと認めるとときは、その提出を省略させて差し支えない。

なお、当該申請に係る審査が終了した場合は、その旨を海上システムに登録し、許可するものとする。この場合において、申請者に「他所蔵置許可通知情報」が配信されるので、当該申請者は、「他所蔵置許可通知書」を出力することができる。

(貨物情報を有する貨物に係る書面申請)

1 - 3 海上システムに参加している保税地域(以下「システム参加保税地域」という。)の被許可者、通関業者その他の海上システムを利用する者が、貨物情報を有する貨物について、書面で他所蔵置許可申請をし、当該許可を受けた他所蔵置場所において、海上システムを使用して引き続き輸出入申告等の税関手続を行いたいとする場合には、当該他所蔵置許可申請は当該申請を行う税関官署の保税担当部門に「他所蔵置許可申請書」(税関様式C-3000号)を提出することにより行わせ、当該申請書の余白に当該システム利用者の利用者コード及び当該許可を受けようとする貨物の貨物管理番号を記入させるものとする。この場合において、当該保税担当部門は、当該申請に係る許可をしたときは、速やかに当該貨物に係る当該許可の番号、貨物管理番号等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより他所蔵置場所の登録を行うものとする。

(他所蔵置許可申請の訂正又は取消し)

1 - 4 申請者が、この節1-1(他所蔵置の許可の申請)の規定により行われた他所蔵置許可申請後、許可前に当該申請事項の訂正を行いたいとする場合は、あらかじめ当該申請者から保税担当部門に申し出させた上で、当該申請者に当該申請を取り消す旨を海上システムに入力し、送信さ

せるとともに、この節1-1の規定により再申請させるものとする。

また、当該申請の取消しを行いたいとする場合も、あらかじめ保税担当部門に申し出させた上で、当該申請者に当該申請を取り消す旨を海上システムに入力し、送信させるものとする。

なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節1-1の規定により再申請させるものとする。

(他所蔵置の許可の訂正又は取消し)

1-5 申請者が、この節1-1(他所蔵置の許可の申請)の規定により受けた他所蔵置の許可について、当該許可事項の訂正を行いたいとする場合は、当該申請者から「NACC S登録情報変更願」に「他所蔵置許可通知書」を添えて保税担当部門に提出させ、これを認めた場合には、保税担当部門は、当該許可を取り消す旨を海上システムに入力し、送信するとともに、この節1-1の規定により再申請させるものとする。

また、当該許可の取消しを行いたいとする場合も、あらかじめ当該申請者から「NACC S登録情報変更願」に「他所蔵置許可通知書」を添えて保税担当部門に提出させ、これを認めた場合には、保税担当部門は、当該許可を取り消す旨を海上システムに入力し、送信するものとする。

なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節1-1の規定により再申請させるものとする。

2. 第2章第2節2-1中「前項の規定により海上システムに登録された他所蔵置場所」を「前節1-1(他所蔵置の許可の申請)若しくは1-3(貨物情報を有する貨物に係る書面申請)の規定による他所蔵置場所(以下「システム参加保税地域等」という。)」に改める。

3. 第2章第2節2-6中「蔵置しているシステム参加保税地域」を「蔵置しているシステム参加保税地域等」に改める。

4. 第2章第4節4-1中「システム参加保税地域における」を「システム参加保税地域等における」に改め、同項の(1)の中「システム参加保税地域」を「システム参加保税地域等」に改め、同項の(1)の中「システム参加保税地域の倉主等が、搬入される外国貨物について」を「システム参加保税地域等に搬入される外国貨物について、倉主等が」に改め、同項の(1)の中「システム参加保税地域」を「システム参加保税地域等」に改め、同項の(1)の中「システム参加保税地域の倉主等が」を「システム参加保税地域等において倉主等が」に改め、同項の(1)の中「システム参加保税地域の倉主等が当該保税地域に外国貨物が搬入する際に、」を「システム参加保税地域等に外国貨物を搬入する際に、倉主等が」に改め、同項の(2)中「システム参加保税地域」を「システム参加保税地域等」に改める。

5. 第2章第4節4-2中「システム参加保税地域」を「システム参加保税地域等」に改める。

6. 第2章第6節6-1中「海上システムに登録された他所蔵置場所」を「この章第1節1-1（他所蔵置の許可の申請）又は1-3（貨物情報有する貨物に係る書面申請）の規定による他所蔵置場所」に改める。
7. 第3章第2節2-1の(1)中「システム参加保税地域である場合（海上システムに登録された他所蔵置場所である場合を含む。）」を「システム参加保税地域等である場合」に改める。
8. 第3章第2節2-2の(1)中「システム参加保税地域」を「システム参加保税地域等」に改める。
9. 第3章第4節4-1の(1)中「システム参加保税地域である場合（海上システムに登録された他所蔵置場所である場合を含む。）」を「システム参加保税地域等である場合」に改め、同項の(2)中「システム参加保税地域」を「システム参加保税地域等」に改める。
10. 第3章第4節4-2の(1)中「システム参加保税地域である場合（海上システムに登録された他所蔵置場所である場合を含む。）」を「システム参加保税地域等である場合」に、同項の(2)中「システム参加保税地域」を「システム参加保税地域等」に改める。
11. 第4章第2節2-1中「システム参加保税地域（海上システムに登録された他所蔵置場所を含む。以下この項において同じ。）」を「システム参加保税地域等」に、「システム参加保税地域以外」を「システム参加保税地域等以外」に改める。
12. 第4章第6節を次のように改める。

第6節 予備審査制による申告

（予備申告事項の登録）

6-1 輸出申告又は積戻し申告（以下この節において「輸出申告等」という。）について、「予備審査制について」（平成12年3月31日蔵関第251号）に定める予備申告を行う者又はその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が海上システムを使用して予備申告を行う場合は、当該予備申告に先立ち、この章第1節1-1（輸出申告事項の登録）の規定に準じて予備申告事項の登録を行わせるものとする。

なお、他法令による許可、承認等が必要な場合であって、予備申告の時点ではこれが未取得のときには、他法令コード欄に当該必要とされる他法令コードを入力させるものとする。

（予備申告）

6-2 予備申告は、前項の規定により予備申告事項の登録を行った後に、所定の欄に輸出申告の予定日及び予備申告である旨の申告条件コード「T」又は「Z」（当該コードの選択は、下記（注）の「予備申告の申告条件コード区分」に従うものとする。）を入力の上、この章第1節1-2

(輸出申告)の規定に準じて予備申告の登録をすることにより行わせるものとする。

(注)「予備申告の申告条件コード区分」

申告条件コード「T」は、予備申告後、貨物の搬入を確認した後に通関業者等が輸出申告等の入力を行う場合に選択するコード

申告条件コード「Z」は、予備申告後、貨物が搬入されたとき(当該時刻が税關の執務時間外の場合は、翌開庁時間)に通関業者等が自動的に輸出申告等の処理が行われることを希望し、かつ、その時までに輸出申告等の要件が整う場合に選択するコード

(予備申告の受理)

- 6 - 3 予備申告が海上システムにより受理されたときには、通関業者等に予備申告である旨のコードが記録された「輸出予備申告控情報」又は「積戻し予備申告控情報」(以下この節においてこれらを「予備申告控情報」という。)が配信される。

(審査区分)

- 6 - 4 予備申告の審査区分は、簡易審査扱い(区分1)、書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3)に区分される。

なお、簡易審査扱い(区分1)の場合であっても、輸出申告等が行われる前なので、輸出許可又は積戻し許可は保留される。

(予備申告時の添付書類等の提出)

- 6 - 5 予備申告の審査区分が、書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3)となった場合は、予備審査を受けるため、当該予備申告に係る添付書類等に予備申告番号等を付記して、予備申告を行った税關官署の通關担当部門(以下この節において「通關担当部門」という。)に提出させる。

(予備申告の訂正)

- 6 - 6 予備申告の訂正は、通關業者等にこの章第1節1 - 6(輸出申告の訂正)の規定に準じて予備申告の変更登録をさせることにより、行わせるものとする。

なお、予備申告を訂正したことにより通關業者等に「予備申告変更控情報」が配信されたときは、当該予備申告に係る添付書類等に、訂正後の予備申告番号等を付記して直ちに通關担当部門に提出させるものとする。

(審査終了の登録)

- 6 - 7 通關担当部門は、予備申告の審査区分が書類審査扱い(区分2)となったものについて、輸出申告等が行われる前に審査が終了した場合には

、審査が終了したことを再確認した後、審査終了の登録を行うものとする。

(検査の通知)

6 - 8 予備申告がなされた貨物に対する検査の通知は、この章第1節1 - 5(検査の指定)の規定に準じて行うものとする。

(輸出申告等)

6 - 9 申告条件コードが「T」の予備申告に係る輸出申告等は、所定の欄に予備申告に係る輸出申告等である旨の申告条件コード「H」を入力の上、この章第1節1 - 2(輸出申告)の規定に準じて行わせるものとする。

なお、申告条件コードが「Z」の予備申告に係る輸出申告等は、倉主等の搬入確認が行われたときに輸出申告等が行われる。

(輸出申告時の添付書類等の提出)

6 - 10 前項の規定により輸出申告等を行ったときは、当該輸出申告等に係る添付書類等に輸出申告番号等を付記して、この章第1節1 - 4(輸出申告時の添付書類等の提出)の規定に準じて、これを提出させるものとする。

ただし、審査区分が書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3)となった輸出申告等については、この節6 - 5(予備申告時の添付書類等の提出)又は6 - 6(予備申告の訂正)の規定により添付書類等を既に提出した場合であって、当該提出後に予備申告等の訂正を行わなかつた場合には、当該添付書類等の提出は要しないものとする。

13. 第4章に次の1節を加える。

第7節 原本情報の訂正

(原本情報の訂正登録)

7 - 1 海上システムにより許可された輸出申告等について、申告内容の訂正が行われた場合には、海上システムの原本情報の訂正登録を行うものとする。

14. 第5章第4節の節名を次のように改める。

第4節 蔽入・移入・総保入承認申請及び展示等申告

15. 第5章第4節4 - 1の見出しを「(蔽入等承認申請等の申請事項又は申告事項の登録)」に改め、同項中「又は総保入承認(以下「蔽入・移入・総保入承認」)を「若しくは総保入承認又は展示等(以下「蔽入等承認」)に、「の申請」を「の申請又は申告」に、「蔽入・移入・総保入承認申請」を「蔽入等承認申請等」に、「申請事項の登録」を「申請事項又は申告事項の登録」に改める。

16. 第5章第4節4 - 2の見出しを「(蔽入等承認申請等)」に改め、同項中「蔽入・移入・総保入承認申請」を「蔽入等承認申請等」に、「登録された申請事項」を「登録された申請又は申告事項」に改める。

17. 第5章第4節4 - 3中「蔽入・移入・総保入承認申請」を「蔽入等承認申請等」に、「蔽入・移入・総保入承認が」を「蔽入等承認が」に、「又は「総保入承認通知情報」」を「若しくは「総保入承認通知情報」又は「展示等承認通

「知情報」」に、「蔵入・移入・総保入承認通知情報」を「蔵入等承認通知情報」に、「及び「総保入承認申請控情報」」を「、「総保入承認申請控情報」又は「展示等申告控情報」」に、「蔵入・移入・総保入承認申請控情報」を「蔵入等承認申請等控情報」に改める。

18. 第5章第4節4-4を次のように改める。

(蔵入等承認申請等の際の関係書類等の提出)

4-4 前項の規定により通関業者等に「蔵入等承認申請等控情報」(審査区分が簡易審査扱い(区分1)の場合は、「蔵入等承認申請等通知情報」)が配信されたときは、当該配信された情報の蔵入等承認申請等に係る添付書類等に蔵入等承認申請等の申請番号等を付記して、この章第1節1-4(輸入申告時の関係書類等の提出)の規定に準じて、これを蔵入等承認申請等を行った税関官署の通関担当部門に(当該蔵入等承認申請等が運送兼用である場合には、「託送用」として1部追加して)提出させるものとする。

19. 第5章第4節4-5中「蔵入・移入・総保入承認申請」を「蔵入等承認申請等」に改める。

20. 第5章第4節4-6の見出しを「(蔵入等承認申請等の訂正)」に改め、同項中「蔵入・移入・総保入承認申請」を「蔵入承認申請等」に、「蔵入・移入・総保入承認まで」を「蔵入等承認まで」に改め、「申請内容」の次に「又は申告内容」を加える。

21. 第5章第4節4-7中「蔵入・移入・総保入承認申請」を「蔵入等承認申請等」に改め、同項に次のように加える。

この場合において、展示等申告に係る蔵入等承認申請等については、展示等を行おうとする貨物が保税展示場への搬入が認められない貨物である場合には、当該蔵入等承認申請等を不承認とする旨の登録を行うものとする。

22. 別紙様式M-111号の次に別紙1のように加える。

23. 別紙様式M-239号の次に別紙2のように加える。

24. 別紙様式M-311号の次に別紙3のように加える。

第6 航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関連業務の取扱いについて(平成13年9月25日蔵関第781号)の一部を次のように改正する。

1. 第2章第1節を次のように改める。

第1節 他所蔵置許可申請等

(他所蔵置の許可の申請)

1-1 他所蔵置の許可を受けようとする者(以下この節において「申請者」という。)が、航空システムを使用して他所蔵置の許可の申請(以下この節において「他所蔵置許可申請」という。)をしようとする場合は、その許可を受けようとする貨物に係るAWB番号及びその貨物を置こう

とする場所（以下「他所蔵置場所」という。）等必要な事項を航空システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

なお、当該貨物について、前章第2節2-3（仮陸揚届の提出等）の規定により仮陸揚の届出を必要とする場合には、当該申請者に当該届出と一緒に括して申請させることができる。

（審査区分選定及び関係書類の提出等）

1-2 前項の規定により他所蔵置許可申請が行われた場合には、次に掲げる審査区分の選定結果に応じ、次のとおり取り扱うものとする。

（1）簡易審査扱い（区分1）となった場合

当該申請が簡易審査扱いに選定されたときは、直ちに許可となり、申請者に「他所蔵置許可通知情報」が配信されるので、当該申請者は、「他所蔵置許可通知書」（別紙様式N-231号）を出力することができる。

（2）書類審査扱い（区分2）となった場合

当該申請が書類審査扱いに選定されたときは、申請者に「他所蔵置許可申請控情報」が配信され、税関官署の保税担当部門に「他所蔵置許可申請確認情報」が配信されるので、当該申請に係る審査においては、当該申請控情報を紙面に出力するとともに他所蔵置場所等の確認のため関係書類を提出させることにより審査するものとする。ただし、当該審査に当たって他所蔵置場所が明らかであることその他の事情により関係書類の提出の必要がないと認めるときは、その提出を省略させて差し支えない。

なお、当該申請に係る審査が終了した場合は、その旨を航空システムに登録し、許可するものとする。この場合において、申請者に「他所蔵置許可通知情報」が配信されるので、当該申請者は、「他所蔵置許可通知書」を出力することができる。

（貨物情報を有する貨物に係る書面申請）

1-3 申請者が、航空システムにAWB情報又は混載業者が発行する運送状（House Air Waybill。以下「HAWB」という。）の情報を登録済みの貨物（以下「貨物情報を有する貨物」という。）について、他所蔵置許可申請を書面で行おうとする場合は、当該申請を行う保税担当部門に「他所蔵置許可申請書」（税関様式C-3000号）を提出することにより行わせ、当該申請書の余白に当該システム利用者の利用者コード及び当該許可を受けようとする貨物の貨物管理番号を記入させるものとする。この場合において、当該保税担当部門は、当該申請に係る許可をしたときは、速やかに当該貨物に係る当該許可の番号、貨物管理番号等の必要事項を航空システムに入力し、送信することにより他所蔵置場所の登録を行うものとする。

(他所蔵置許可申請の訂正又は取消し)

1 - 4 申請者が、この節1 - 1(他所蔵置の許可の申請)の規定により行われた他所蔵置許可申請後、許可前に当該申請事項の訂正を行いたいとする場合は、あらかじめ当該申請者から保税担当部門に申し出させた上で、当該申請者に当該申請を取り消す旨を航空システムに入力し、送信されるとともに、この節1 - 1の規定により再申請させるものとする。

また、当該申請の取消しを行いたいとする場合も、あらかじめ保税担当部門に申し出させた上で、当該申請者に当該申請を取り消す旨を航空システムに入力し、送信させるものとする。

なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節1 - 1の規定により再申請させるものとする。

(他所蔵置の許可の訂正又は取消し)

1 - 5 申請者が、この節1 - 1(他所蔵置の許可の申請)の規定により受けた他所蔵置の許可について、当該許可事項の訂正を行いたいとする場合は、当該申請者から「N A C C S登録情報変更願」に「他所蔵置許可通知書」を添えて保税担当部門に提出させ、これを認めた場合には、保税担当部門は、当該許可を取り消す旨を航空システムに入力し、送信するとともに、この節1 - 1の規定により再申請させるものとする。

また、当該許可の取消しを行いたいとする場合も、あらかじめ当該申請者から「N A C C S登録情報変更願」に「他所蔵置許可通知書」を添えて保税担当部門に提出させ、これを認めた場合には、保税担当部門は、当該許可を取り消す旨を航空システムに入力し、送信するものとする。

なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節1 - 1の規定により再申請させるものとする。

2. 第2章第3節3 - 1中「他所蔵置場所を含む。以下「システム内保税地域等」」を「この章第1節1 - 1(他所蔵置の許可の申請)の規定により許可を受け、若しくは同節1 - 3(貨物情報を有する貨物に係る書面申請)の規定により登録された他所蔵置場所を含む。以下「システム内保税地域等」」に、「当該保税地域の被許可者」を「当該システム内保税地域等の被許可者」に、「蔵置することとなった保税地域」を「蔵置することとなったシステム内保税地域等」に改める。

3. 第2章第3節3 - 4の(1)中「当該システム内保税地域の倉主等は、搬入貨物の個数、事故の有無等を確認する」を「倉主等に搬入貨物の個数、事故の有無等を確認させる」に、「他所蔵置場所にあっては」を「この章第1節1 - 3(貨物情報を有する貨物に係る書面申請)の規定により登録された他所蔵置場所については」に改め、同項の(2)中「当該システム内保税地域の倉主等は、搬出に先立ち、航空システムから配信される許可情報等に基づき貨物を確認し、その結果を航空システムに入力し、送信する」を「倉主等に、搬出に先立ち

、航空システムから配信される許可情報等に基づき貨物を確認するとともに、その結果を航空システムに入力し、送信させる」に、「他所蔵置場所にあっては」を「この章第1節1-3（貨物情報を有する貨物に係る書面申請）の規定により登録された他所蔵置場所については」に改める。

4. 第2章第3節3-5の(1)中「当該システム内保税地域の倉主等は、搬入貨物の個数、事故の有無等を確認し」を「倉主等に、搬入貨物の個数、事故の有無等を確認するとともに」に、「他所蔵置場所にあっては」を「この章第1節1-3（貨物情報を有する貨物に係る書面申請）の規定により登録された他所蔵置場所については」に改め、同項の(2)のハ中「当該システム内保税地域の倉主等は、搬出に先立ち、航空システムから配信される許可情報等に基づき貨物を確認し」を「倉主等に、搬出に先立ち、航空システムから配信される許可情報等に基づき貨物を確認させるとともに」に、「他所蔵置場所にあっては」を「この章第1節1-3（貨物情報を有する貨物に係る書面申請）の規定により登録された他所蔵置場所については」に改める。
5. 第2章第3節3-6中「システム内保税地域の倉主等が」を「システム内保税地域等の倉主等が、」に、「、当該保税地域」を「、当該システム内保税地域等」に改め、「の報告を」を削り、「直ちに行わせる」を「直ちに報告させる」に改める。
6. 第3章第3節3-1の(1)及び(2)を次のように改め、同項の(3)を削る。

(1) 運送先がシステム内保税地域等の場合

貨物が運送先に到着したときに倉主等が行う搬入手続は、第2章第3節3-4（輸入貨物の搬出入手続）の(1)又は3-5（輸出貨物の搬出入手続）の(1)により搬入確認情報の登録を行わせるものとする。

なお、同章第1節1-3（貨物情報を有する貨物に係る書面申請）の規定により登録された他所蔵置場所については、当該他所蔵置場所を管轄する税関官署の保税担当部門が登録を行うものとする。

(2) その他の場合

貨物が運送先に到着したときの倉主等が行う搬入手続及び税関が行う到着確認は、関税法基本通達63-13（運送貨物の到着の確認）の規定に準じて取り扱うものとする。この場合において、「保税運送承認通知書（到着確認用）」の提出に関しては、同項の規定にかかわらず、到着地税關に提出するものとし、発送地税關への提出を要しないこととする。

また、到着地の保税地域を管轄する税関官署の保税担当部門は、運送申告者から提出された「保税運送承認通知書（到着確認用）」に基づき、航空システムに保税運送申告番号等必要事項を入力し、送信することにより到着確認情報の登録を行うものとする。ただし、到着地税關が航空システム対象官署でない場合には、運送申告者に当該到着

地税関において到着確認を受けた上で、発送地税関に提出させるものとする。

7. 第4章第1節1 - 4の見出しを「（輸出申告時の輸出申告控等の提出）」に改め、同項中「配信されたときは」の次に「、審査区分が簡易審査扱い（区分1）となった輸出申告については、当該配信された情報の輸出申告に係る仕入書又はこれに代わる書類その他必要な書類（以下この章において「関係書類等」という。）に輸出申告番号等を付記して、審査区分が書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3、区分4又は区分9）となった輸出申告については」を加え、「（簡易審査扱い（区分1）の場合は「輸出許可通知書兼輸出申告控」（別紙様式N-141号）。以下この節において同じ。）」を削り、「、仕入書等の必要書類」を「、関係書類等」に、「仕入書及び「輸出申告控」」を「関係書類等」に改め、同項の(2)の中「1部」の次に「（簡易審査扱い（区分1）のものを除く。）」を加え、同項の(2)の中「仕入書その他の書類」を「関係書類等」に改める。

8. 第4章第2節2 - 2の見出しを「（輸出許可後の船名、数量等変更申請控等の提出）」に改め、同項中「配信された場合は」の次に「、審査区分が簡易審査扱い（区分1）となった船名、数量等変更申請については、当該配信された情報の船名、数量等変更申請に係る関係書類等に船名、数量等変更申請番号等を付記して、審査区分が書類審査扱い（区分2）となった船名、数量等変更申請については」を加え、「審査区分が簡易審査扱い（区分1）の場合は「輸出許可内容変更通知書」（別紙様式N-388号）」を削り、「関係書類」を「関係書類等」に改める。

9. 第4章に次の1節を加える。

第6節 原本情報の訂正 (原本情報の訂正登録)

6 - 1 航空システムにより許可された輸出申告等について、申告内容の訂正が行われた場合には、航空システムの原本情報の訂正登録を行うものとする。

10. 第5章第1節1 - 4の見出しを「（輸入申告時の輸入申告控等の提出）」に改め、同項中「配信されたときは」の次に「、審査区分が簡易審査扱い（区分1）となった輸入申告については、当該配信された情報の輸入申告に係る仕入書又はこれに代わる書類その他課税価格の決定のための必要な関係書類（以下この章において「関係書類等」という。）に輸入申告番号等を付記して、審査区分が書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3、区分4又は区分9）となった輸入申告については」を加え、「、仕入書等の必要書類」を「、関係書類等」に、「及び「輸入許可通知書」」を「及び関係書類等」に改め、同項の(2)の表を次のように改める。

区分	税関控	会計検査院用	調査通知用	保税通知用	合計部数
有税品の場合で、関税率表1品目に対する関税額又は内国消費税額が300万円以上	(注1)				1又は2
減免税品の場合で、事後確認又は他関通知用を必要とするもの	(注1)	(注2)			1~3
減免税品の場合で、保税部門に通知を必要とするもの	(注1)	(注2)		(注1)	0~3
上記~以外のもの	(注1)				1又はなし

(注1) 区分1(簡易審査扱い)の場合は不要

(注2) 関税率表1品目に対する関税額又は内国消費税額について100万円以上の税額を軽減し、又は免除する場合に必要

11. 第5章第1節1-4の(2)の中「仕入書その他の書類」を「関係書類等」に改める。

12. 第5章第2節2-4中「配信されたときは」の次に「、審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった輸入(引取)申告については、当該配信された情報の輸入(引取)申告に係る関係書類等に輸入(引取)申告番号等を付記して、審査区分が書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3、区分4又は区分9)となった輸入(引取)申告については」を加え、「必要書類」を「関係書類等

」に改め、同項の(2)の表中「
(注)」を「」に改め、同表の(注)を削る。

13. 第5章第5節の節名を次のように改める。

第5節 蔵入・移入・総保入承認申請及び展示等申告

14. 第5章第5節5-1の見出しを「(蔵入等承認申請等の申請事項又は申告事項の登録)」に改め、同項中「及び総保入承認申請」を「若しくは総保入承認申請又は展示等申告」に改め、「これらの申請」の次に「又は申告」を加え、「保税運送毛」を「保税運送申告を」に、「「蔵(移・総保)入承認申請」」を「「蔵入等承認申請等」」に、「蔵(移・総保)入承認申請を」を「蔵入等承認申請等を」に、「当該蔵(移・総保)入承認申請」を「これ」に、「蔵(移・総保)入承認申請事項」を「、蔵入等承認申請等の申請事項又は申告事項」に改める。

15. 第5章第5節5-2(見出しを含む。)中「蔵(移・総保)入承認申請」を「蔵入等承認申請等」に改める。

16. 第5章第5節5-3中「蔵(移・総保)入承認申請が」を「蔵入等承認申請

等が」に、「当該蔵（移・総保）入承認申請」を「当該蔵入等承認申請等」に改め、同項の(1)中「蔵（移・総保）入承認申請」を「蔵入承認申請等」に、「蔵（移・総保）入承認が」を「承認が」に、「又は、「総保入承認通知情報」」を「若しくは「総保入承認通知情報」又は「展示等承認通知情報」」に、「蔵（移・総保）入承認通知情報」を「蔵入等承認通知情報」に改め、同項の(2)中「蔵（移・総保）入承認申請に」を「蔵入等承認申請等に」に、「及び」を「又は」に、「蔵（移・総保）入承認申請控情報」を「蔵入等承認申請等控情報」に改める。

17. 第5章第5節5-4を次のように改める。

（蔵入等承認申請等控の提出）

5-4 前項の規定により通関業者等に「蔵入等承認申請等控情報」（審査区分が簡易審査扱い（区分1）の場合は、「蔵入等承認通知情報」）が配信されたときは、審査区分が簡易審査扱い（区分1）となった蔵入等承認申請等については、当該配信された情報の蔵入等承認申請等に係る関係書類等に蔵入等承認申請等の申請番号等を付記して、審査区分が書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3、区分4又は区分9）となった蔵入等承認申請等については、当該申請控情報を「蔵入等承認申請等控」として出力させ、関係書類等を添付して、この章第1節1-4（輸入申告時の輸入申告控等の提出）の規定に準じて、これを蔵入等承認申請等を行った税関官署の通關担当部門に（当該蔵入等承認申請等が運送兼用である場合には、「託送用」として1部追加して）提出させるものとする。

18. 第5章第5節5-5中「蔵（移・総保）入承認申請」を「蔵入等承認申請等」に改める。

19. 第5章第5節5-6の見出しを「（蔵入等承認申請等の訂正）」に改め、同項中「蔵（移・総保）入承認申請」を「蔵入等承認申請等」に、「蔵（移・総保）入承認まで」を「承認まで」に改め、「申請内容」の次に「又は申告内容」を加える。

20. 第5章第5節5-7中「蔵（移・総保入）承認申請」を「蔵入等承認申請等」に改め、同項に次のように加える。

この場合において、展示等申告に係る蔵入等承認申請等については、展示等を行おうとする貨物が保税展示場への搬入が認められない貨物である場合には、当該蔵入等承認申請等を不承認とする旨の登録を行うものとする。

21. 第5章に次の1節を加える。

第9節 原本情報の訂正
(原本情報の訂正登録)

9-1 航空システムにより許可又は承認された輸入申告等について、修正申告（マニュアルによる修正申告に限る。）、更正及び申告内容の訂正が

行われた場合には、航空システムの原本情報の訂正登録を行うものとする。

22. 別紙様式N-131号(総保入承認申請控)の次に別紙4のように加える。
23. 別紙様式N-174号の次に別紙5及び別紙6のように加える。